

## 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要について

### 1. 趣旨

- 外来療養に係る年間の高額療養費（以下「外来年間合算高額療養費」という。）の支給の申請手続において、情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携の本格運用の開始に伴い申請窓口を一元化するため、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）（以下「地共済法施行規程」という。）について、必要な規定の整備を行う。

### 2. 内容

- 組合員は、地共済法施行規程第 110 条の 4 の 4 及び第 110 条の 4 の 5 の規定により、外来年間合算高額療養費の支給を受けるに当たり、計算期間（毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）において関係組合（計算期間において加入していた基準日組合（基準日（計算期間の末日をいう。）において申請者が組合員として属している組合をいう。以下同じ。）以外の組合をいう。以下同じ。）の組合員であった期間を有する場合には、事前に関係組合に自己負担額証明書の交付申請を行った上で、基準日組合に当該自己負担額証明書を添付して申請を行うことが必要とされている。
- 今般、情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携を行うことにより、基準日組合から関係組合に対して、申請者の自己負担額の照会を行うことが可能となる。  
これに伴い、組合員が基準日組合に対する申請行為のみで外来年間合算高額療養費の支給を受けることができるようにするため、地共済法施行規程において、関係組合に対する申請行為を、基準日組合を経由して行うことができるよう所要の改正を行う。
- また、高額介護合算療養費についても、同様の規定を整備する。

### 3. 根拠規定

- 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 146 条

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和 3 年 8 月 31 日
- 施行日：令和 3 年 8 月 31 日